

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る
初乗距離について

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度に基づく標記につ
いては、下記のとおり公示する。

平成26年2月28日

中部運輸局長 野俣 光孝

記

ブ ロ ッ ク 名	運 賃 適 用 地 域	初 乗 距 離
名 古 屋 地 区	名古屋交通圏	1. 031 km
尾 張 ・ 三 河 地 区	知多交通圏、尾張北部交通圏、尾張西部交通圏、西三河北部交通圏、西三河南部交通圏、東三河南部交通圏、新城市（旧南設楽郡）、北設楽郡（設楽町、東栄町、豊根村）	1. 178 km
静 岡 地 区	静清交通圏、浜松交通圏、富士・富士宮交通圏、沼津・三島交通圏、御殿場交通圏、磐田・掛川交通圏、藤枝・焼津交通圏、浜松市（旧天竜市、旧磐田郡佐久間町、水窪町、龍山村）、磐田市（旧磐田郡豊岡村）	1. 2 km
伊 豆 地 区	伊豆交通圏（熱海市泉地区を除く。）	1. 2 km
泉 地 区	伊豆交通圏（熱海市泉地区）	1. 8 km

岐 阜 地 区	岐阜交通圏、大垣交通圏、東濃西部交通圏、東濃東部交通圏（中津川市加子母を除く。）、美濃・可児交通圏、関市（旧武儀郡）、加茂郡（川辺町、七宗町、八百津町）	1. 178 km
飛 騨 地 区	高山交通圏、東濃東部交通圏（中津川市加子母）、郡上市、下呂市、加茂郡（白川町、東白川村）	1. 178 km
三 重 地 区	北勢交通圏、津交通圏、伊勢・志摩交通圏、松阪交通圏、伊賀交通圏、尾鷲市、熊野市、北牟婁郡、南牟婁郡（御浜町）	1. 2 km
紀 宝 地 区	南牟婁郡（紀宝町）	1. 2 km
福 井 地 区	福井県全域	1. 178 km

附 則

1. 本件公示は、平成26年2月28日から適用する。
2. 「一般乗用旅客自動車運送事業（タクシー）の運賃及び料金に係る初乗距離及び初乗距離を短縮する場合の距離について」（平成14年4月25日付け中運局公示第27号）は、廃止する。

附 則（平成27年12月22日付け中運局公示第53号 改正）

本件公示は、平成28年 1月21日から適用する。

附 則（平成28年 2月24日付け中運局公示第67号 改正）

本件公示は、平成28年 3月25日から適用する。

附 則（平成28年 9月30日付け中運局公示第62号 改正）

本件公示は、平成28年10月 1日から適用する。

附 則（平成29年 3月22日付け中運局公示第132号 改正）

本件公示は、平成29年 4月21日から適用する。

附 則（平成29年 9月11日付け中運局公示第51号 改正）

本件公示は、平成29年10月11日から適用する。

附 則（平成30年11月13日付け中運局公示第55号 改正）

本件公示は、平成30年12月13日から適用する。

附 則（令和元年 8月30日付け中運局公示第42号 改正）

本件公示は、令和元年10月 1日から適用する。

附 則（令和元年12月13日付け中運局公示第81号 改正）

本件公示は、令和2年 2月 1日から適用する。